

沼津市SDGs推進パートナー応援団制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沼津市SDGs推進パートナー応援団制度（以下「本制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(制度の趣旨)

第2条 沼津市SDGs推進パートナー登録団体（以下「推進パートナー」という。）に対し、SDGs達成につながる活動を推進するための個別相談や支援等のサポートを行い、SDGsの取組推進と地域経済の活性化を目指す。

(登録の対象者)

第3条 本制度の登録対象者は、SDGsに関する取組を積極的に推進している企業、団体で、構成員が沼津市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないものをいう。

(登録の申請)

第4条 登録の申請をしようとする者（第9条において「登録申請者」という。）は、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 沼津市SDGs推進パートナー応援団登録申請書（第1号様式）
- (2) インセンティブメニュー表（推進パートナーに提供できるメニューがわかりやすく表現されているもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請に当たっては、次の各号のすべてに該当しなければならない。

- (1) 推進パートナーの見本となるSDGsに関する取組を実施していること。
- (2) 推進パートナーが抱える課題の解決に向けた相談や助言等の役割を担う等、SDGsの取組を支援できること。
- (3) パートナー登録制度の普及啓発を行うことができること。

(登録)

第5条 市長は、前条第1項の申請が同条第2項に該当すると認めるときは、当該申請をした市内企業や団体等を沼津市SDGs推進パートナー応援団（以下「推進パートナー応援団」という。）として登録するとともに、別に定めるオリジナルロゴマークの使用を認めるものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、市ホームページ等において、企業や団体等の情報や取組内容を公表し、推進パートナーにインセンティブメニューを周知

するものとする。

(SDGs達成に向けたインセンティブメニューの更新)

第6条 推進パートナー応援団は、提供できるインセンティブメニューに変更が生じたときは、インセンティブメニュー表を更新し、市長に報告するものとする。

(登録の変更)

第7条 推進パートナー応援団は、その所在地、名称又は代表者に変更が生じたときは、第1号様式を更新し、市長に報告するものとする。

(登録の取下げ)

第8条 推進パートナー応援団は、登録の取下げをしようとするときは、沼津市SDGs推進パートナー応援団登録取下げ届出書(第2号様式)にて届け出るものとする。

(登録の取消し)

第9条 市長は、推進パートナー応援団が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取消し、第5条第1項に規定するオリジナルロゴマークの使用を中止させるものとする。

- (1) 第3条又は第4条第2項に反していると判断される場合
- (2) オリジナルロゴマークが不正に使用された場合
- (3) 登録時又は更新時において、申請内容について故意に改ざんした事実や不正を働いた事実が判明した場合
- (4) その他市長が登録の取消しが適当と認めた場合

2 市長は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた登録申請者へ通知するものとする。

3 登録取消し後、再度登録を希望する場合には、取消しの原因となった事実が解消されていることを市に申し出、第4条に規定する登録の申請を行うものとする。

(登録の期限及び更新)

第10条 登録の有効期限及びオリジナルロゴマークの使用期限は、登録の日から3年とする。

2 登録の更新を受けようとする推進パートナー応援団は、第4条第1項に規定する書類を更新し、市長に提出するものとする。

(事務の所掌)

第11条 この要綱に関する事務は、政策推進部政策企画課において所掌する。

(補則)

第 12 条 この要綱に規定するもののほか、沼津市SDGs推進パートナー応援団制度の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 18 日から施行する。